

## 国民健康保険関係規定の変更について

## 【変更点】

1. 低所得者の保険料軽減措置の拡充
2. 賦課限度額の段階的引上げ

## 【変更の内容】

## 1. について

## (1) 概要

	変更前（H26年度）の基準所得額	変更後（H27年度）の基準所得額
7割軽減	33万円	33万円（変更なし）
5割軽減	33万円+24.5万円×被保険者数	33万円+ <b>26万円</b> ×被保険者数
2割軽減	33万円+45万円×被保険者数	33万円+ <b>47万円</b> ×被保険者数

国の基準に合わすべく、軽減対象を拡充するための変更を行うものである。

（例）5割軽減に係る2人世帯の場合

26年度は33万円+24.5万円×2人=82万円までの所得ならば軽減対象であったが、  
27年度は33万円+ 26万円×2人=85万円までが軽減対象となる

## (2) 本市における具体的影響

- ① 5割軽減拡大対象… 297世帯 19,084千円程度 （2割から5割に軽減が拡大）  
 ② 2割軽減拡大対象… 34世帯 59千円程度 （軽減なしから2割軽減対象）  
 計 331世帯 19,143千円程度 ※27,3,31現在の岸和田市国保加入世帯数は30,979世帯

## 2. について

## (1) 賦課限度額とは

国保加入世帯主に対して賦課できる年間の保険料（税）の上限をいう。法令で最高限度額が規定されており、その範囲内で市町村の条例で規定することによって、被保険者の負担の上限を設けている。

## (2) 賦課限度額の趣旨

賦課限度額の引上げは、高所得者層に対する保険料の負担を引き上げると同時に、中低所得者層の負担を軽減する意味合いを持つものである。

## (3) 平成27年度の賦課限度額

国基準	85万円	内 訳	医療分	52万円	後期高齢者 支援金分	17万円	介護保険 納付金分	16万円
市基準	73万円			49万円		14万円		10万円

これを平成28年度から4万円/年ずつ、3カ年で国基準に合わせたいものである（その背景には、平成30年度に国保保険者の広域化（市町村と都道府県がともに国保事業を担う）が予定されていることがある）。

（参考）平成27年度において国基準どおりとしているのは大阪府内33市のうち23市

**∴1及び2の変更を同時に行うことにより、応能負担的比重が高くなる**